

無料! 法務局休日なんでも相談所

日常生活の悩みごとや困りごとを相談してみませんか。

秘密は厳守されます。

- **日時** 6月1日(土) 午前10時～午後2時
- **場所** 八雲地方合同庁舎
函館地方法務局八雲支局1階特設会場
(二海郡八雲町相生町108番地8)
- **内容** 土地・家屋に関する登記、会社に関する登記
土地の測量、隣地との境界紛争
地代・家賃の紛争における供託
いじめ、虐待、インターネットによる
プライバシー侵害等の人権に関する問題
認知症高齢者等の権利擁護を図る成年
後見制度
- **対応者** 函館地方法務局職員 司法書士
土地家屋調査士 人権擁護委員
- **お問い合わせ先**
函館地方法務局八雲支局総務係へ
☎0137-62-2208

高齢者交通安全教室の お知らせ



交通事故に遭うことなく、健康で明るい毎日を過ごしていただくため、『交通安全教室』を実施します。

警察の方からのお話を聞きながら、交通安全について地域の方々とともに、もう一度考え、話し合ってみませんか!?

地域のみなさまのご参加をお待ちしています!

大町地区

- ・日時 5月21日(火) 13:00～
- ・場所 特別母と子の家

国縫地区

- ・日時 5月23日(木) 14:00～
- ・場所 国縫振興会館

※高齢者以外の参加も大歓迎です!また、申し込みは不要です。
直接会場へお越しください。

【お問い合わせ先】

総務課総務グループ (☎2-2451)

6月は外国人労働者問題啓発月間です!

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況をみると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ① 就労が認められる在留資格であること。
- ② 雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと。
- ③ 社会保険等の加入をはじめ、適正な雇用管理を行うこと。

なお、厚生労働省では、雇用対策法に基づく外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

また、お問い合わせにつきましては、お近くのハローワークまたは、労働基準監督署までご連絡ください。

【お問い合わせ先】ハローワーク八雲 (☎0137-62-2509)